

令和7年度
地域診断マップ構築支援業務
仕様書

令和7年11月

札幌市

1 調達案件の概要

(1) 調達件名

令和7年度地域診断マップ構築支援業務

(2) 本業務の目的

本市では、行政データの利活用及び部局間のデータを連携し、行政の効率化と市民サービスの利便性向上に取り組むこととおり、この取り組みの中心として、根拠に基づく政策立案（EBPM）の推進を目的とした、庁内データの連携（掛け合わせ）や分析によるデータ利活用の高度化を推進している。

本業務は庁内データ利活用の取組におけるモデルケース創出という目標を達成するため、当市で導入しているBIツール「Tableau」を最大限に活用し、災害時要配慮者の情報把握を可能とする「地域診断マップ」（ダッシュボード）を構築するものである。

(3) 業務期間

契約締結日～令和8年2月28日まで

本業務のスケジュールについては、概ね次の期間を想定しているが、詳細は本市との協議により決定する。

① ダッシュボード構築：契約締結日から令和8年1月31日まで

② 成果物準備・作成：令和8年2月1日から令和8年2月28日まで

(4) 要件及び業務内容

本市が利用しているBIツール「Tableau」を活用し、地域診断マップの構築を支援すること。
地域診断マップに求める要件及び業務内容は以下の通りとする。

ア 地域診断マップの要件

「Tableau」のダッシュボード上において、表1に記載してある10種類の地図情報をレイヤーとして追加し、更に表2に記載する数値情報と合わせて一元管理できるように可視化すること。また数値情報はダッシュボード上で、市、区、まちづくりセンター所管区域、条丁目の単位でドリルダウンできることとする。

表1 地図情報

No.	種類	内容	備考
1	行政区域	行政区域の境界線を示すもの。（市、区、まちづくりセンター所管区域、条丁目）	
2	医療機関	位置情報、種別（標榜科、災害時基幹病院）、住所を示すもの。	
3	福祉施設	位置情報、種別、住所を示すもの。	
4	教育施設	位置情報、種別、住所を示すもの。	
5	市の施設	位置情報、種別、住所を示すもの。	
6	国・道の機関	位置情報、種別、住所を示すもの。	
7	警察署	位置情報、種別、住所を示すもの。	
8	消防署	位置情報、種別、住所を示すもの。	
9	ハザードマップ	地震、風水害の被害想定エリアを示すもの。	

10	避難所	位置情報、種別、住所を示すもの。	
----	-----	------------------	--

表2 数値情報

No.	種類	備考
1	人口	
2	世帯数	
3	町内会加入率	
4	生産人口割合	
5	要配慮者人数	
6	要配慮割合	
7	要配慮区分	

イ 業務内容

「ア 地域診断マップの要件」を満たすダッシュボードを作成するにあたり、以下を実施すること。

① 地域診断マップ用データソースの作成

【主な内容】

- ・各データの加工（計算フィールドの作成）
- ・各データの結合に必要なキー項目の表記ゆれ修正
- ・各データの結合

※以下データに関しては本市が用意のうえ、受託者へ提供するものとする。

なお不足しているデータかつ本市が提供可能なデータについては、受託者の要望に応じて以下に限らず提供する予定である。

No.	提供データ	内容	データ形式
1	災害時基幹病院の対象一覧	災害時基幹病院の対象となる病院を示したデータ。	Excel、csv、Pdfのいずれか
2	ハザードマップ情報	地震、風水害の被害想定エリアを示した空間データ。	空間ファイル(Shapefile)
3	避難所情報	避難所の位置情報（緯度・経度）、種別を示した一覧表データ	Excel
4	まちづくりセンター所管区域情報	まちづくりセンターが所管する区域を示した一覧データ	Excel
5	各種数値情報	項番4-ア-表2に示す数値情報。※なお個人情報にあたるものは提供対象外とする。	Excel
6	マッピング用アイコン	各施設の位置情報をアイコン表示させるた	png

	データ	めに必要な画像データ	
--	-----	------------	--

② データシートの作成

【主な内容】

- ・ダッシュボードに必要な要素となる各種データシートを作成する。

③ ダッシュボードの構築

【主な内容】

- ・②で作成したデータシートを組み合わせ、一つのダッシュボードを構築する。
※構築段階で発生した疑義事項に本市と協議のうえ適宜ダッシュボードの追加、修正を行うこと。なお追加、修正に関しては「Tableau」で実現可能な範囲内までとする。

④ 動作確認

【主な内容】

- ・構築したダッシュボードの動作確認を実施する。（フィルターの動作、各種データの整合性の検証）

(5) 成果物

以下のとおりとし、電子データで提出することとする。

No.	成果物名	内容	データ形式
1	各種データソース	・ダッシュボード向けの最終データ ・各地図レイヤーで用いた加工データ ・各数値情報の加工データ ※オープンデータかつ加工していないデータについては対象外とする。	hyper
2	ダッシュボードデータ	最終成果物となるダッシュボードのビジュアル情報及びデータソースをパッケージ化した一元データ。	twbx
3	データソース及びダッシュボード作成手順書	主な記載内容は以下の通りとする。 ①データソースに関する情報 ・使用するデータソース一覧 ・各データソースの入手先、データ年度 ②データソースの設計情報 ・データソースの全体構成（紐づけ、結合方法） ・各データソースの項目 ・各データソースに追加したフィールドの内容及び追加方法（IF文、CASE文の例） ③ダッシュボードの構築情報 ・作成シート一覧 ・シート内での設定内容（メジャー、ディメンションの設定、施設マーク等） ・ダッシュボードの構成（使用しているシート、フィルター設定） ④データの更新方法 ・要介護者情報、住基情報	pdf

3 作業の実施に当たっての遵守事項

(1) 札幌市情報セキュリティポリシーの遵守

業務の履行にあたっては、札幌市の情報セキュリティポリシーに基づき、別記1「セキュリティ保全に係る事項」に規定する諸事項を遵守すること。

(2) 法令等の遵守

本業務の遂行にあたっては、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等を遵守し履行すること。

4 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

ア 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て本市に帰属するものとする。

イ 本市は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下、「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により本市がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

ウ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、本市が特に使用を提示した場合を除き、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。この場合、受託者は、当該既存著作物等について事前に本市の承認を得ることとし、本市は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

エ 受託者は本市に対し、一切の著作権人格権を行使しないものとし、また、第三者をとおして行使させないものとする。

オ 本業務に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずる。

(2) 契約不適合責任

ア 受託者は、本業務について契約の内容の不適合に対する責任を負うものとする。本市が不適合を知ってから、1年以内に事業者へ通知した場合、その不適合が本市の指示によって生じた場合を除き（ただし、受託者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。）、受託者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に本市の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても本市の承認を受けること。

イ 本市は、前項の場合において、不適合の修正等に代えて、当該不適合により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、不適合を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。

(3) 検収

ア 受託者は、成果物等について、納品期日までに本市に内容の説明を実施して検収を受けること。

イ 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、受託者は直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について本市に説明を行った上で、指定した日時までに再度納品すること。

4 その他

この様書に定められていない事項または解釈に疑義が生じた場合は、委託者と十分協議の上、決定するものとする。

5 連絡先

・札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部デジタル企画課

担当：阿部、佐藤

住所：札幌市中央区北2条西1丁目 ORE札幌ビル8階

電話：011-211-2136